

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月まで

昭和37年1月ごろ自宅に区役所の集金人が来たので、夫が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、亡くなった夫が、自身の分と一緒に納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和39年4月以降、国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無く、申立人の夫も37年4月以降60歳まで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、39年2月に払い出されていることが確認でき、このころ国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、当該期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能である上、A市においては、国民年金加入時に納付書を発行して過年度保険料の納付を勧奨することが通例であったことが確認されていることから、申立人の夫が当該期間の保険料をその納付書により納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和37年1月から同年9月までについては、上記の国民年金手帳記号番号払出しの時点では、既に時効により納付できな

い期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫についても、37年1月から同年3月までの保険料は未納である。

また、申立人の夫又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで
② 昭和49年4月から53年6月まで

私は、昭和39年3月ごろ、A市B区役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、店も繁盛し、煩雑でもあったため、まとめて集金人に納付し、D区に転居した後も、納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は6か月と短期間であるとともに、前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間は、現年度保険料として納付が可能であり、申立人は、生活状況に大きな変化はなかったとしていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は、申立期間の国民年金保険料についても引き続き集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、A市が昭和51年4月以降の国民年金保険料の収納状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、現年度納付されていないことが確認できる上、申立期間当時作成された国民年金被保険者台帳をマイクロフィルム化して保存している特殊台帳においても、申立期間の各年度に

ついて、過年度を含め納付された記録は無く、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年1月まで
② 昭和41年4月から43年2月まで
③ 昭和43年12月から44年3月まで
④ 昭和44年10月から47年3月まで

私は、昭和41年5月ごろ、集金人に国民年金の加入を勧められ、自宅で国民年金の加入手続を行い、集金等で国民年金保険料を納めていた。この当時、家計が苦しい中、保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④のうち、昭和46年7月から47年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、同年9月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、同年4月以降、国民年金加入期間の大部分である平成14年3月までについては、保険料の未納は無いことが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、当該期間の国民年金保険は、過年度保険料として納付が可能であり、当時、A市では、国民年金に加入した場合、現年度保険料を収納の上、過年度保険料についても、納付書を発行し納付勧奨していたことが確認できることから、

申立人は、この納付書により、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①、②、③及び④のうち昭和44年10月から46年6月までについて、申立人は、41年5月ごろ国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人の元夫は、当該期間のうち、昭和43年12月及び44年1月を除き、厚生年金保険の被保険者期間であることから、申立人の国民年金被保険者資格は任意であり、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、さかのぼって資格取得することはできないことから、当該期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から53年3月まで

私は、昭和52年1月末に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより同年2月、市役所で国民年金に加入し、60歳になるまで欠かさず国民年金保険料を納付してきた。

その裏付けとして申立期間に係る確定申告書を所持しており、申立期間が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までについては、申立人が所持する53年分の確定申告書(控え)の社会保険料控除欄内訳に「国民年金65,520円」と記載されている。この金額は、夫婦二人分の当該年分の実際の国民年金保険料額と大きな差異は無いことから、申立人が、当該期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和52年2月から同年12月までについては、申立人は、52年分の確定申告書(写し)についても所持しているが、社会保険料控除額の内訳が不明である上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、53年5月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、当該期間の保険料を52年中に納付し、確定申告することはできなかったものと考えられる。

また、ほかに申立人又はその妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏

名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1503

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

当時、義兄の会社に住み込みで働いており、私が20歳になってから、姉が国民年金の加入手続を行い、外仕事が多かった私の国民年金保険料の納付も、同じ職場にいた姉が自分達の分と一緒に納付してくれていた。姉夫婦の申立期間に係る保険料は納付済みであり、私だけ未納であることに納得できないので調査してほしい。

なお、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、国民年金手帳に検認印が有ったため、納付記録を訂正してもらった経緯も有ることから、申立期間も同様に消えたのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義兄の会社に住み込みで働いていた際、申立人の姉が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦の分と一緒に納付してくれていたとしており、申立人の姉夫婦については、申立期間の保険料が納付済みであることがオンライン記録により確認できることから、申立内容と符合する。

また、昭和43年4月から44年3月までについては、オンライン記録において未納とされていたが、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録により、納付の事実が確認できたことから、平成21年3月21日付けで納付済みに記録訂正されており、申立期間についても、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年8月まで

平成元年10月に国民年金の加入手続をした際、市役所の職員から2年間分さかのぼって納付できることを聞き、申立期間を含め昭和62年10月から平成元年8月までの国民年金保険料を支払ったはずである。申立期間が未納となっており納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和62年10月以降、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付し、厚生年金保険から国民年金への切替えも適切に行っていることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A県B市役所が保管している被保険者名簿の備考欄に「H元. 10. 11 取得受付」と記載されていることが確認できることから、申立人は、平成元年10月11日に同市役所で国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間は現年度納付が可能であり、同市役所では国民年金に加入した場合、現年度保険料の納付書を作成し、過年度保険料についても納付勧奨していたことが確認できる上、申立人は、申立期間直前の昭和62年10月から平成元年3月までの過年度保険料及び申立期間直後の現年度保険料を納付していることが、同市役所の被保険者名簿及びオンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料を未納のまま放置していたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1505

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から45年3月まで

私の国民年金については、私の父親が加入手続を行い、国民年金保険料については、結婚する昭和44年11月分までを欠かさず納付してくれていた。結婚のため、A県B市からC県D区に転居後、父親から言われていたため、すぐに加入資格を強制から任意に変更する手続きを行い、申立期間については、私が保険料を納付してきたはずである。その後、主人の転勤に伴い、何度も転居したが、その都度住所変更届も行っている。

申立期間が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和41年4月以降、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、その間、住所変更の届出も欠かさず行っていることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人所持の国民年金手帳には、A県B市からC県D区への住所変更が昭和46年5月9日に行われていることが記載されていることから、その時点で納付可能な申立期間を含む44年12月から46年3月までの保険料について納付書の作成を申し出て、その納付書により、申立人は申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1506

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 2 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成 2 年 8 月

私は、結婚を機に A 県庁を退職し、嫁ぎ先の測量事務所を手伝うことになったが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、昭和 49 年 8 月に国民年金に加入した。測量事務所の資金繰りが大変な時期は、国民年金保険料の免除を申請し、その後、追納もしてきた。

何かの手違いで納付記録が漏れたのではないかと思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 3 か月、申立期間②は 1 か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、昭和 48 年 10 月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について 60 歳になるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料が申請免除されていた期間については、その後、保険料を追納している上、未納となっていた期間についてもすべて過年度納付することにより、未納期間の解消に努めていることが、オンライン記録から確認できることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、申立期間のうち昭和47年2月1日から同年9月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年2月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月21日とし、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち昭和47年2月から同年8月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月1日から48年9月30日まで
② 昭和58年1月26日から同年6月ごろまで
③ 昭和60年6月30日から61年5月ごろまで

私は、①の期間についてA株式会社に、②の期間についてB株式会社に、③の期間についてC株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い。私は、申立期間について上記事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社の保管する従業員名簿、事業主及び同僚等の供述並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和46年11月17日から47年9月20日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「入社した従業員については、全員厚生年金保険に加入させていた。」旨回答しており、複数の同僚も「試用期間後は厚生年金

保険に加入していたと思う。」と供述している上、申立人と同時期に入社し、同様の業務に従事していた従業員についても、厚生年金保険の被保険者としての記録がある。

さらに、事業主及び同僚が供述している当該事業所の従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、申立期間当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

他方、上記従業員名簿に氏名が記載されている従業員について、名簿上の入社時期と厚生年金保険の加入時期をみると、ほとんどの従業員について、おおむね入社後3か月後以降に厚生年金保険の資格を取得していることから、当該事業所では3か月程度の試用期間を設け、試用期間が経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられ、申立人についても、昭和46年11月17日に入社し、3か月後の47年2月から同年8月までの期間については、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、昭和47年2月から同年8月までの標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していた従業員の標準報酬月額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料は保管されていないが履行したとしているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年4月1日から同年11月16日まで及び47年9月22日から48年9月30日までの期間については、A株式会社の従業員名簿及び雇用保険の加入記録においても申立人の記録は確認できない上、申立期間当時勤務していた元従業員に照会しても、申立人の正確な勤務期間や勤務実態を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 11 月 17 日から 47 年 1 月 31 日までの期間については、A 株式会社の従業員名簿に記載された入社日及び雇用保険の被保険者資格取得日以後の期間であるが、上記名簿に記載されていたほとんどの従業員と同様に当該事業所における試用期間と考えられることから、当該期間については申立人の厚生年金保険の適用について事実を確認することはできない。

申立期間②について、申立人は申立期間において当時居住していた市町村において国民健康保険に加入している上、昭和 58 年 4 月 1 日からは国民年金保険料の全額免除を申請しており、申立期間において厚生年金保険に加入していたとする申立人の主張は合理性に欠ける。

また、申立人の B 株式会社に係る雇用保険の加入記録における資格喪失日は昭和 58 年 1 月 20 日であり、厚生年金保険の記録とほぼ一致していることから、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、B 株式会社は昭和 60 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の後継者に照会しても、申立期間当時の関連資料等の存否は不明のため、申立人の厚生年金保険の適用について事実を確認することができない。

加えて、申立期間当時 B 株式会社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

また、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 58 年 2 月に健康保険証を返却した旨の記載があることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当時居住していた市町村において国民健康保険に加入している上、申立期間の始期から昭和 61 年 3 月までは国民年金保険料の全額免除を申請しているため、申立期間において厚生年金保険に加入していたとする申立人の主張は合理性に欠ける。

また、申立人の C 株式会社に係る雇用保険の加入記録の資格喪失日は昭和 60 年 6 月 30 日であり、厚生年金保険の加入記録と一致しているため、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

さらに、C 株式会社は、平成 16 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の清算人に照会しても、申立期間当時の関連資料等は保管されていないことから、申立人の厚生年金保険の適用について事実を確認することができない。

加えて、C株式会社が加入していたD厚生年金基金及びD健康保険組合に照会しても申立人の加入記録は確認できない。

また、申立期間当時C株式会社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人の正確な勤務期間や勤務実態を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立期間①のうち、昭和46年4月1日から47年1月31日及び同年9月22日から48年9月30日までの期間、申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち、昭和46年4月1日から47年1月31日及び同年9月22日から48年9月30日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和42年1月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月31日から42年1月20日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社での厚生年金保険被保険者期間は5か月になっているが、自分が保存している昭和41年8月分から42年1月分の給与明細書では、6回分の厚生年金保険料が控除されており、被保険者期間が1か月不足していると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA株式会社に在籍していた期間の給与明細書(昭和41年8月分から42年1月分)をすべて所持しているが、この給与明細書によれば、申立人の資格取得月分(7月)の厚生年金保険料は8月分の給与から控除されていることが確認できることから、厚生年金保険料の控除は翌月控除であったことが推認できる。

また、申立人の所持している昭和41年8月分から42年1月分までの給与明細書に記載された勤務日数を、当該事業所の休業日(日曜日、祝日、年末年始の休日)には出勤せず、休業日を除く他の日については勤務していたと仮定したところ、申立人が少なくとも昭和41年7月25日から42年1月5日までの期間については、当該事業所において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

さらに、昭和41年12月の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料等が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和42年1月6日から同年1月20日までの期間については、同年1月に支給された給与明細書に記載されている勤務日数から同年1月5日まで勤務していたことは確認できるものの、当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人が同年1月20日まで在籍していた事実は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和26年6月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和26年4月及び同年5月の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月10日から同年6月21日まで

株式会社Aで勤務した期間の記録が判明し、当初昭和26年3月10日から同年6月21日までの3か月間が裁定されたが、その後、社会保険庁（当時）の調査により、厚生年金保険被保険者名簿の記録は1か月であったとして、26年4月10日までの1か月間しか認められなかった。このような結果になったことに納得いかないので、再調査の上、加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁（当時）の記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和26年4月10日とされている。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当初、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の昭和26年6月21日と記載されており、その後に標準報酬月額の変更の記録があること及び申立人の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記被保険者名簿の摘要欄には、当初、昭和26年6月21日全喪と記載されたものが二重線で抹消され、同年4月10日にさかのぼって、同

年8月末日に認定喪失された旨が記載されている。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている当該事業所の従業員については、申立人を含む20人全員の資格喪失日が昭和26年6月21日から同年4月10日に訂正されており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていると認められることから、同年4月10日に適用事業所でなくなったとする処理を行なう合理的な理由は見当たらない。

加えて、社会保険事務所（当時）に対し、上記訂正処理の理由について照会しても、当時の訂正理由等の詳細については不明である旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、昭和26年4月10日に資格を喪失した旨の処理を行なう合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は当初事業主が届け出た同年6月21日であると認められる。

なお、昭和26年4月及び同年5月の標準報酬月額については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載から8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B株式会社)における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に、資格喪失日に係る記録を35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年4月1日から35年5月1日まで
専門学校卒業後、A社に昭和34年4月から35年5月まで勤務していたが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、記録が無いことが判明した。入社してすぐに、自分の厚生年金保険の被保険者資格取得届を社会保険事務所に提出したことを憶えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、専門学校を卒業後、昭和34年4月から翌年の5月まで、A社に勤務したとしているが、社会保険事務所(当時)の記録では、同社において厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

しかし、申立人は、当該事業所で経理事務などに従事していたとしており、これについて複数の元同僚が申立人は事務職であったと回答しており、そのうちの1人は、申立人は専門学校を卒業して入社したと供述し、当該事業所において昭和35年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している他の元同僚は、「申立人は自分より後で退職した。」旨供述している

ことから、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人の前任者であり、申立人が当該事業所に入社した際に仕事の引き継ぎを受けたとする元同僚及び同時期に入社した元同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

加えて、申立人及び元同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の申立人の前任者である元同僚の標準報酬月額が 7,000 円であることから、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 4 月から 35 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA森林組合における資格喪失日に係る記録を昭和25年5月1日に、B農業協同組合における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、標準報酬月額を24年11月から25年4月までは3,000円、同年5月から26年1月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立内容の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月1日から26年2月1日まで
私は、昭和23年12月から32年2月までA森林組合とB農業協同組合に継続して勤務していた。申立期間が厚生年金保険未加入期間とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年12月1日から32年2月1日までA森林組合とB農業協同組合に継続して勤務したとしているところ、社会保険事務所(当時)の記録では、A森林組合において24年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、B農業協同組合において26年2月1日に資格を取得している。

しかし、申立期間当時、A森林組合において申立人と同様にトラックの運転手をしていた同僚は、「申立人はトラックの運転助手をしており、A森林組合とB農業協同組合を通じいつも一緒に仕事をし、同森林組合から同農業協同組合への転籍も一緒であった。」と供述しており、同森林組合及び同農業協同組合の他の複数の同僚も「申立人は、空白期間無く森林組合と

農業協同組合で働いていた。」「他の人と同様保険料を控除されていたと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間について同森林組合及び同農業協同組合で継続して勤務していたと認められる。

また、申立期間当時、申立人と同じ仕事を行い、B農業協同組合と一緒に転籍したと供述する同僚及び他の4人の職員は、社会保険庁（当時）の記録によると、A森林組合が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和25年5月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けでB農業協同組合の被保険者資格を取得している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和24年11月1日から25年5月1日まではA森林組合、同日から26年2月1日まではB農業協同組合において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、A森林組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和24年11月から25年4月までは3,000円、B農業協同組合の被保険者名簿の記録から、同年5月から26年1月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、A森林組合及びB農業協同組合の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和60年1月から同年3月までの期間を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が昭和60年1月から同年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から平成2年7月1日まで

申立期間について、A社に勤務していたが、当時の給料に比べ、低い標準報酬月額を会社が届け出ていると思われるので、調査してほしい。なお、当時の給与支払明細書を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までについては、申立人が所持する当該期間の給与支払明細書から、標準報酬月額17万円に相当する保険料が控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は当該事実について特

段の記憶がなく不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 59 年 12 月までについて、申立人は、給与支払明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料を所持しておらず、当該事業所は当該期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の関係資料を保管していないことから、申立人の当該期間について、事業主から届け出られた標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、同僚に照会しても、給与支払明細書等を所持している者がみられないなど、申立ての事実を確認できる関連資料及び供述は得られない。

次に、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までについては、申立人が所持する当該期間の給与支払明細書によると、厚生年金保険料は全額事業主が負担していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成元年 4 月から 2 年 6 月までについて、申立人が所持する給与支払明細書に記載されている報酬月額は、申立人の主張するとおり、社会保険庁（当時）に記載されている標準報酬月額に比し高額であると認められるものの、給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁に記載されている標準報酬月額は一致しており、申立人が主張する報酬月額に基づく保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 59 年 12 月までの期間及び 60 年 4 月から平成 2 年 6 月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成12年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から同年4月1日まで

私は、有限会社Aに平成12年3月1日に入社し、14年10月31日に退職した。この間、合計32回給料から厚生年金保険料が控除されている。しかし厚生年金保険の加入記録では12年4月1日に資格取得のため、31回となっており、この事を会社に照会したところ、会社が間違いを認めているので、調査の上、申立期間の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた入社時（平成12年3月分）の給与支払明細書及び有限会社Aから提供された平成12年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、並びに事業主の回答により、申立人が有限会社Aに平成12年3月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成12年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和33年7月31日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和24年5月1日から56年5月10日に退職するまで途切れることなく株式会社A（現在は、株式会社C）に勤務していたが、同社D支店からB支店へ異動した33年7月の1か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。同年7月の人事異動の辞令も所持しており、辞令発令後の同年7月末に同社B支店に異動したので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している人事異動の辞令及び株式会社Cからの回答、並びに雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、株式会社AのD支店から同社B支店に申立人が異動した日について、申立人は、昭和33年7月21日付けで異動の辞令を受けた後、事務引き継ぎを済ませ同年7月31日に異動したと述べており、同僚の一人も申立人は同年7月31日に同社B支店に着任したと供述していることから、同年7月31日を、申立人の同社B支店における厚生年金保険の資格取得日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、株式会社AのB支店に係る昭和33年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、人事異動の発令日から申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日及び取得日を昭和33年7月21日と届け出ており、保険料も社会保険事務所（当時）に納付していたと回答しているが、事業主が資格喪失日及び取得日を同年7月21日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日及び同年8月1日と、いずれの機会においても誤って記録することは考え難い上、申立人と同時期に、株式会社AのD支店から同社B支店に転勤したとみられる同僚の厚生年金保険加入記録についても、申立人同様、同年7月31日が空白期間となっていることから、事業主が同年7月31日及び同年8月1日を資格喪失日及び取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（平成4年2月から5年9月までは53万円、同年10月は50万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成4年2月から5年9月までは53万円、同年10月は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年11月30日まで

私は、昭和61年8月1日から平成5年11月30日まで、株式会社Aで厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられ、当時の給与より低くなっている。申立期間について、調査して、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から5年9月までは53万円、同年10月は50万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（5年11月30日）より後の6年3月8日付けで、^{そきゅう}遡及して26万円に引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社Aの元事業主については、オンライン記録によると、平成6年3月8日付けで、当初53万円の標準報酬月額が30万円に、4年2月1日にさかのぼり全喪日まで継続して引き下げられる処理が行われている。

しかしながら、当該事実について、株式会社Aの元事業主に照会したが、申立期間当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（26万円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述はなかった上、申立期間当時に

勤務していた従業員のうち一人は、経営状態が悪かったが給与額は変わらなかった旨供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年3月8日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、申立人について4年2月1日にさかのぼって標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年2月から5年9月までは53万円、同年10月は50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月17日から同年9月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA株式会社に入社して以降、平成20年8月16日に定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。退職に至るまで継続して勤務していたことを示す証明書も所持しており、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の人事担当者の回答書、事業主が証明している在籍証明書、D健康保険組合の「健康保険資格証明書」及び雇用保険の記録から申立人が同社において継続して勤務し（昭和49年9月1日にA株式会社C支店から同社E地区に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、B株式会社が保管するA株

式会社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日とA株式会社E地区の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の資格取得年月日が相違しており、当該社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 1507 (事案 863 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年12月まで
今回、新たに昭和54年4月10日に65万円を出金した記録の有るA相互銀行の普通預金の通帳が見付かった。
また、申立期間については、20歳に達した昭和41年*月までさかのぼって納付したはずであるので、申立期間を訂正し、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間(昭和41年12月から50年12月まで)に係る申立てについては、申立人は、その妻の分と一緒に50万円から60万円の国民年金保険料を郵便局において一括納付したと主張していたが、i)申立期間の国民年金保険料額とは相違すること、ii)申立人は、昭和54年2月7日に51年1月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付したが、51年1月から同年12月までの保険料の納付は納期限後であったため保険料が還付され、申立人は54年3月7日に改めて特例納付したことが、特殊台帳及び申立人が所持する領収証書によって確認することができ、申立人は、これを誤認している可能性が考えられることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間及び申立期間の国民年金保険料を特例納付するために出金したとする金融機関をB郵便局からA相互銀行に変更するとともに、その証拠として申立人名義の普通預金通帳を提出し、昭和54年4月10日に、当該普通預金口座から65万円を出金していることが確認でき

るため、これを原資として第3回目の特例納付時に申立期間の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人夫婦に係る申立期間の国民年金保険料総額は78万8,000円であり、当該金融機関の口座から出金したとする金額とは、13万8,000円と当時の貨幣価値からみれば相当の差異が有る上、当該普通預金通帳には、その後、昭和54年7月4日に30万円の出金記録や57年7月14日に200万円の出金記録も有り、申立ての出金記録が申立期間の保険料の原資であったものと特定することは困難である。

また、C市は申立期間当時の被保険者名簿を保管しており、同名簿には、申立人が昭和54年2月7日に過年度納付した国民年金保険料が時効のため同年5月1日付けで還付されていること、及び同年3月7日に51年1月から同年12月分として国民年金法附則第4条に基づく特例納付が行われていることは記載されているが、時期を同じくする申立期間の保険料を特例納付したとの記載は無く、これは社会保険事務所（当時）が特例納付の有った場合に記録することとされている特殊台帳の内容とも一致することから、申立期間について特例納付されなかったものとみるのが相当であり、今回提出された金融機関の通帳は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1508 (事案 864 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から51年3月まで
今回、新たに昭和54年4月10日に65万円を出金した記録の有るA相互銀行の普通預金の通帳が見付かったので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、申立人は、その夫の分と一緒に50万円から60万円の国民年金保険料を郵便局において一括納付したと主張していたが、申立期間の国民年金保険料額とは相違することなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付するために出金したとする金融機関をB郵便局からA相互銀行に変更するとともに、その証拠として申立人の夫名義の普通預金通帳を提出し、昭和54年4月10日に、当該普通預金口座から65万円を出金していることが確認できるため、これを原資として第3回目の特例納付時に申立期間の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人夫婦に係る申立期間の国民年金保険料総額は78万8,000円であり、当該金融機関の口座から出金したとする金額とは、13万8,000円と当時の貨幣価値からみれば相当の差異が有る上、当該普通預金通帳には、その後、昭和54年7月4日に30万円の出金記録や57年7月14日に200万円の出金記録も有り、申立ての出金記録が申立期間の保険料の原資であったものと特定することは困難である。

また、C市は申立期間当時の被保険者名簿を保管しており、同名簿には、申立期間の保険料を特例納付したとの記載は見当たらず、これは社会保険事務所（当時）が特例納付の有った場合に記録することとされている特殊台帳の内容とも一致することから、申立期間について特例納付されなかったものとみるのが相当であり、今回提出された金融機関の通帳は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1509

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年3月まで

私は、昭和43年ごろ、妻に勧められて国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は何回かに分割して納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろ、申立人の妻に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を何回かに分割して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和47年6月に払い出されていることが確認できることから、このころに、申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人は、上記の国民年金の加入手続を行った際、納付可能な昭和45年度及び46年度の国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録より確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1510

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年10月まで

私は、夫に勧められて昭和44年11月ごろに国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納付していた。納付の記録が無いことは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫に勧められて昭和44年11月ごろに国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月に任意の資格で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持している国民年金手帳でも、同年同月12日に任意で資格取得していることが確認できることから、この日に申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から45年3月まで

私は、昭和40年3月に会社を退職したため、同年4月に区役所で国民健康保険の加入と同時に国民年金にも加入手続を行った。申立期間当時の国民年金保険料の納付は、区役所から3か月ごとに集金人が来て国民年金手帳に印紙を貼^はり、日付印を押す方法であり、姉が、自身の分と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納であることに納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職後、昭和40年4月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人の姉が自身の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点で納付可能な45年4月から47年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるものの、申立期間は、既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人の姉又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してい

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から49年3月まで

私の国民年金は、昭和49年ごろに区役所の集金人の勧めで加入手続きを行い、その際に国民年金が満額になるようにと言われ、同年3月ごろ集金人に国民年金保険料を10年分一括して納付した。主人は一括納付した分が納付済みとなっているが、私の分は未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

なお、特例納付した国民年金保険料は主人が30万円ぐらいで、二人分で50万円から60万円ぐらいであり、弟夫婦も主人と同様に保険料を一括納付すると言っていたのを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和49年3月ごろ集金人に特例納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和49年5月に払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、当時、第2回目の特例納付が実施されていた時期ではあるものの、特例納付に係る保険料については、国庫金であるため集金人には納付できない上、特例納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額と大きく相違する。

また、特例納付された場合、その記録が特殊台帳として社会保険事務所(当時)において保存されることとなるが、申立人の夫については、同台

帳により特例納付の事実が確認できるが、申立人については、同台帳は無い上、申立人の夫と同様に特例納付したとする申立人の弟夫婦は、申立期間は未納となっていることがオンライン記録において確認できることから、申立内容とは符合しない。

なお、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 50 年 7 月に払い出されていることが確認でき、このころに国民年金に加入したものと推認でき、申立人の夫の特殊台帳において、42 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付するとともに、同年 4 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、これは、申立人の夫が老齢基礎年金の受給資格期間である 25 年を満たすために 35 歳になった昭和 42 年度分からの保険料を特例納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から49年3月まで

私は、申立期間当時、元義父が経営する店を夫婦で手伝っていた。元義父が国民年金の加入手続を行い、元夫と私の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、元夫は納付済みであると思われ、私が未納であるのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元義父が、国民年金の加入手続を行い、申立人の元夫の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、申立人の元夫については、昭和37年11月に払い出されているのに対し、申立人については、52年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金に加入した時点で納付可能な2年度分について、昭和52年3月15日に、過年度納付していることが、特殊台帳により確認できるものの、申立期間は、この時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付の実施されていた時期ではない。

さらに、申立人の元義父又は申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 42 年 4 月から 52 年 3 月までの期間のうちの 65 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 52 年 3 月まで
(上記①及び②のうちの 65 か月)

昭和 55 年 3 月ごろ、社会保険事務所(当時)から「特例納付期限が迫りました。」というはがきを送付されて来た。その内容は、私の場合、老齢年金を受けるためには、36 年 4 月から 52 年 12 月までに 65 か月不足しているというものであった。私は、A 市 B 区役所へ行き、現金で国民年金保険料を納付したが、その領収書は残っていない。当時は、洋服販売業を営んでおり、保険料を納付する資力は有った。

また、申立期間のうち、昭和 49 年 8 月以降については、一緒に保険料を納付していた妻だけが納付済みである。改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 3 月ごろ、社会保険事務所(当時)から特例納付勧奨のはがきを送付されて来たため、申立期間のうち、65 か月分の国民年金保険料を A 市 B 区役所で納付したと主張している。

しかしながら、特殊台帳には、申立人が B 区役所に調査を申し出たことにより、昭和 54 年 5 月 14 日に同区役所から電話が有り、55 年 2 月 28 日現在、87 か月の厚生年金被保険者期間が有ることを確認し、「従って 300 か月の要件は満たし得る」と記載していることが確認できる。

また、申立人は、B 区役所で特例納付した国民年金保険料額は「万単位」

であったと主張しているが、実際に必要な保険料額とは大きく相違している上、国庫金である特例納付の保険料は区役所では納付することができないことから、申立内容は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、昭和49年8月から52年3月までについては、申立人と一緒に納付した申立人の妻のみ納付済みとされているのは不自然であるとしているが、申立人の妻については、同年2月22日に49年8月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが特殊台帳により確認でき、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月及び同年5月

私は、国民年金に加入して以降、平成5年11月から60歳になるまでの国民年金保険料については、過年度納付書を送ってもらい、1回も未納とすることなく毎月納付しており、申立期間の国民年金保険料については、領収書は無いが、11年5月及び同年6月に金融機関で納付したはずである。申立期間が未納となっているのは納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、漏れ無く、過年度納付を毎月行い、申立期間については、領収書は無いが納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立人は、平成7年12月27日に5年11月の国民年金保険料を過年度納付して以降、時効直前の保険料を順次過年度納付していることが、オンライン記録により確認できるものの、申立人が所持している申立期間の翌月から10年3月までの各月の「納付書・領収証書」は、11年7月14日に発行されていることが確認でき、これは、未納期間が有った場合、翌年度に発行される年度単位の納付書による納付ができなかった結果、申立人の申出により月ごとの納付書が発行されたものと推認され、上記の納付書の発行時点で、申立期間は、既に時効により納付書が発行できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成11年5月及

び同年6月に金融機関で納付書により過年度納付したと主張しているが、その納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、2か月連続して納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年9月まで

A県に住む姉から「国民年金に加入しておく将来助かるよ。」と言われたので、昭和47年4月ごろ、結婚を機にやめていた国民年金の加入手続をB市役所で行い、48年8月にC区へ転居するまで国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時の国民年金保険料は、3か月ごとに集金人に納付し領収書を国民年金手帳にはり付けていた。その手帳は、60歳で会社を退職した際に区役所に渡したので、今は無いが、申立期間が未納となっていることに納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の姉に勧められ、昭和47年4月ごろ、B市役所で国民年金の再加入手続を行い、D市へ転居するまで申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月にD市C区で再度、払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、特殊台帳において49年12月24日に任意で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人はこの日に国民年金に加入したものと推認され、その時点で、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号は、E市で昭和36年2月に強制被

保険者の資格で払い出されていることが確認できるが、同手帳記号番号は、40年4月1日に資格喪失していることが特殊台帳により確認できるため、同手帳記号番号でも申立期間の国民年金保険料は納付できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 18 日から 43 年 3 月 1 日まで
② 昭和 44 年 6 月 21 日から 50 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 5 月 1 日から平成 9 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、A社に申立期間において勤務していたが、社会保険庁(当時)の厚生年金保険の加入記録にまったく記録されていないので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、社会保険庁(当時)の記録では昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 6 月 21 日となっているが、自分の記憶では 43 年から 50 年までの約 7 年間納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

申立期間③について、社会保険庁(当時)の記録では昭和 50 年 2 月 1 日から 51 年 5 月 1 日となっている。加齢のため記憶も定かでないが、ほぼ 20 年以上は勤務していたと記憶しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述により具体的な期間は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁(当時)の記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の代表取締役は死亡しているため申立てに係る資料及び供述は得られなかったが、同僚の一人は、当該事業所が厚生年金保険に加入していないことは承知の上、勤務していた旨の供述をしている。

申立期間②について、B株式会社は既に解散しており、申立期間当時の代表取締役は死亡し、他の役員も死亡又は連絡先不明であるため、申立てに係る資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が同僚として名前を挙げた元役員の妻は、「当該事業所は運転手の度重なる事故のため設立後2年もたず立ち行かなくなり倒産し、従業員はバラバラに去っていった。申立人の被保険者記録も社会保険庁(当時)の記録どおりで間違いないと思う。」と供述をしており、他の複数の同僚も、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した昭和44年6月の時期について、その前後の時期には当該事業所は倒産したため資格を喪失したと思われる旨の供述をしている。

なお、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年9月1日に被保険者となった9人のうち、申立人を含めた7人は、申立人と同様に44年9月4日までの間に資格喪失しており、うち1人は46年に資格喪失し、当該事業所が適用事業所でなくなった48年5月26日まで被保険者となっていたのは事業主のみであったことが確認できる。

申立期間③について、複数の同僚の供述により、具体的な期間は不明であるが申立人がC株式会社において昭和51年5月1日に厚生年金保険の資格を喪失した後も当該事業所に勤務していたことは推認できるが、複数の同僚に照会しても、申立人が申立期間としている平成9年まで当該事業所に勤務していたとする供述は得られなかった。

また、当該事業所に照会したところ、当該事業所の役員である給与事務担当者は、申立人は入社当初は給料制の運転手であったが、厚生年金保険の資格を喪失した時期には、運転手のほとんどは、会社に毎月の水揚げを請求する請負制に雇用形態が変わった旨の供述をしている。

なお、当該事業所が保管している昭和52年4月1日から53年3月31日までの総勘定元帳によると、申立人を含めた複数の者が、社員でなく請負であったことがうかがえる記載がされている。

さらに、複数の同僚は、申立人は厚生年金保険の加入記録がある昭和50年2月から51年5月の期間以降は、白ナンバーである自分の車を持ち込んで当該事業所に勤務していたとしており、申立人が20年間勤務したと述べていることについても、申立人が申立期間において正社員として勤務していた旨とする供述は得られなかった。

なお、同僚の一人が記憶していた、申立人と同様に自分の車を持ち込んで仕事をしていたとする者は、社会保険事務所(当時)の記録では当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び当該事業所が加入していたD厚生年金基金が保管する加入員記録における申立人の資格喪失年月日は昭和 51 年 5 月 1 日となっておりオンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③において、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 21 年 4 月から 22 年 3 月まで A 株式会社 B 支店に勤務した期間について厚生年金保険に未加入になっていることが分かった。

この間、自分は生命保険の勧誘に従事しており、当該期間が空白になっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成 7 年 2 月に作成した「C」によると、父親が亡くなった直後に A 株式会社に採用された旨の記述があることから、申立期間当時において同社 B 支店に勤務したことはうかがえるものの、同社本社に照会したところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないことから、当時の雇用形態や厚生年金保険への適用が不明である旨を回答しており、申立人の具体的な勤務実態及び厚生年金保険の適用関係について確認することができない。

また、A 株式会社の人事担当者は、昭和 30 年代ごろまでは営業職の従業員は厚生年金保険に加入していないケースも多かった旨の供述をしていることから、当該事業所においては、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険への加入手続が行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の元従業員へ照会を行っても、申立人の A 株式会社における勤務実態や給与からの保険料控除について明確な供述を得ること

はできない。

加えて、A株式会社B支店及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月20日から33年4月5日まで

私は、申立期間にA社において、マンガン鉱脈の探索員として勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、マンガン鉱脈を探していたとする業務内容について、複数の元従業員が、当時、マンガン鉱脈を探す業務内容の者がいたことを認めていること、及び申立人が所持する写真から、期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁（当時）の記録によると、当該事業所は、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それより以前に適用事業所であった記録は確認できない。

また、複数の元従業員は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年10月1日までの期間には、適用事業所となったことはないため、それ以前に、当該事業所で厚生年金保険に加入したことはない旨の供述をしている。

さらに、社会保険庁（当時）の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法務局に照会したところ、該当する会社・法人は見当たらないとの回答であり、事業主も既に亡くなっていることから、申立てに係る事実について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 19 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、私の厚生年金保険の加入記録は、株式会社A（現在は、株式会社B）については、昭和 59 年 9 月 1 日から 60 年 3 月 19 日、株式会社Cについては、60 年 10 月 1 日から 62 年 6 月 25 日とされているが、申立期間についても継続して勤務しており、給与振込額も同じであったと記憶している。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Cは株式会社Aから独立して設立されたものであり、独立した日を記憶していないため、申立期間においてどちらの会社に籍があったかは不明であるが、継続して勤務していたとしている。

このことについて、元同僚のうち一人は、株式会社Cに入社した昭和 60 年 6 月の時点で申立人はすでに勤務していたと供述している上、雇用保険の記録によれば、株式会社Aに係る被保険者資格を 60 年 3 月 18 日に喪失し、株式会社Cに係る同資格を同年 4 月 1 日に取得していることから、申立人は申立期間のうち、60 年 4 月 1 日から株式会社Cに勤務していたと推認できる。

しかし、社会保険庁（当時）の記録によると、株式会社Cが厚生年金保険の新規適用事業所になったのは、昭和 60 年 10 月 1 日であることから、申立期間において同社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、株式会社Cで経理を担当していたとする者を含む二人の元同僚は、

「株式会社Aが厚生年金保険料を控除していたのではないか。」と回答しているが、申立期間のうち、昭和60年3月については、上記の雇用保険の被保険者記録が、社会保険事務所（当時）の記録と一致しており、株式会社Aは社会保険事務所の記録どおりに届出をしていたことが認められる上、申立人が株式会社Cで勤務していたことが推認できる同年4月以降については、株式会社Aが申立人の給与から保険料を控除していたことは考え難い。

さらに、申立人と同様の厚生年金保険の加入記録となっている元同僚は、「株式会社Cが厚生年金保険料を控除していたのではないか。」と回答しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年10月1日であり、同社は既に解散し、平成9年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に亡くなり、事業主の妻は、当時の賃金台帳等関連資料については保管されていないと回答していることから、申立人の給与から保険料を控除していた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間について、株式会社A及び株式会社Cにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記事については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から62年4月1日まで
私が、A鉄道に勤務した昭和36年6月1日から62年4月1日の間の年金額の基礎となる標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B共済組合の保管する申立人に係る人事記録により、申立人が昭和36年6月1日から62年4月1日まで、当該組合の組合員であったことが認められる。

B共済組合における共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、昭和60年の共済年金制度改正により61年4月に初めて導入されたものである。このため、61年3月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定により、56年4月から61年3月まで5年間の共済掛金の基準となった俸給額の総額（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和60年法律第97号）により改正された後の俸給表に置き直した俸給額の総額）を同期間の月数で除して得た額に61年4月1日前的実在期間に応じて定められる一定の率を乗じて得た額とすることとされている。

申立人については、B共済組合が保管していた申立人に係る人事記録に記載された俸給額等から、上記規定に基づき定められた計算方法により算出された標準報酬月額は、社会保険庁（当時）の記録と一致していることが確認できる。

また、昭和61年4月から62年3月の標準報酬月額については、B共済組

合の保管していた申立人に係る組合員原票に記載された標準報酬月額と社会保険庁（当時）の記録は一致している。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 5 月 1 日から 22 年 6 月 25 日まで
(A株式会社B工場)
② 昭和 23 年 6 月 5 日から 26 年 4 月 21 日まで
(有限会社C)

A株式会社B工場の期間については、昭和 22 年 10 月 3 日に、有限会社Cの期間については、27 年 1 月 17 日に脱退手当金を受給したことになるが、受け取った記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、それぞれ厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 4 か月後及び約 9 か月後に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 270 円 22.10.3」及び申立期間②に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 5,549 円 27.1.17」が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日はオンライン記録と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 18 日から 58 年 1 月 31 日まで

私は昭和 55 年 9 月 18 日にA有限会社を設立した際に、顧問計理士に依頼し、社会保険の加入手続をしているはずであるが、社会保険庁（当時）の記録では、同社は 58 年 2 月から加入したことになっており、自身の加入記録も 58 年 2 月からになっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）が保管する事業所台帳によると、A有限会社は、昭和 58 年 2 月 1 日に初めて社会保険の適用事業所となっており、申立期間当時に適用事業所となっていた記録は確認できない。しかし、申立人は、当時の資料は何も残っておらず、当時の顧問計理士も既に亡くなっているが、当該顧問計理士に依頼し、同社を設立した 55 年 9 月 18 日から社会保険に加入していたと主張している。

そこで、申立人が記憶する上記の計理士の死亡後、事務所を引き継ぎ、その後も昭和 62 年の決算時までA有限会社と顧問契約していたとする税理士事務所に照会したところ、同社の社会保険の新規適用手続は、確かに社会保険庁（当時）の記録のとおり、58 年 2 月 1 日付けで行っており、それより前に行ったことは無い旨の回答があった。

また、上記の税理士事務所は、A有限会社の社会保険に関する書類は保管していないものの、同社の決算書の控えを保管しており、同社が設立された昭和 55 年から 57 年までの決算においては、社会保険料の処理科目である法定福利費は発生しておらず、預り金に社会保険料も計上されていないが、58 年の決算

時に初めて法定福利費が発生し、預り金に社会保険料が計上されていることから、同社の社会保険加入が58年2月からであることは確かであると思われる旨回答しており、申立人は、給与計算や社会保険事務もすべて上記計理士に委託していたとしていることから、同社では、申立期間において、給与から社会保険料を控除していた事実は確認できない。

さらに、商業・法人登記によると、申立人は、設立当時よりA有限会社の代表取締役であり、同社の社会保険料は自分で納付を行っていたと述べている。当委員会では、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）」に基づき記録訂正が認められるかの判断を行っているが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されており、当該申立てについては、上記規定に該当すると認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人のA有限会社における厚生年金保険被保険者記録については、記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 1 日から 35 年 8 月 3 日まで
② 昭和 44 年 11 月 6 日から 46 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①及び②について未加入となっていることが分かった。この間は申立期間①についてはA株式会社B工場、申立期間②についてはA株式会社C工場に正社員の織り手として勤務していた時期で、厚生年金保険が未加入期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①についてはA株式会社の元役員及び複数の同僚、申立期間②については同役員の供述により期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所に照会したところ、当時の資料は残っておらず、申立期間①及び②に係る事実を確認することができない。

申立期間①について、上記元役員及び複数の同僚は申立人の勤務に関する記憶はあるものの、勤務時期についての具体的な記憶を有していないため、申立人が主張する昭和 34 年ごろから勤務していた旨の供述を得ることはできなかった上、複数の同僚が入社後 5 か月から 10 か月間ほど、厚生年金保険の被保険者としての記録が無いと供述している。

また、申立人自身、申立期間当時、当該事業所の裏にあった駄菓子屋で、昭和 33 年 8 月に販売が開始された即席麺を食べたとする記憶があるのみで、入社時期についての具体的な記憶を有していない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得年月日は昭和 35 年 8 月 3 日となっておりオンライン記録と一致している。

申立期間②について、当該事業所の元役員は、申立人の勤務に関する記憶はあるものの具体的な勤務時期についてははっきりした記憶がなく、複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた旨の供述は得られなかった。

また、申立期間②において、同僚は「入社後 1 年間の記録が抜けていると思う。」と供述している上、申立人が一緒に勤務したとする同僚についても当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで

学校の紹介により、高校卒業後の昭和 32 年 4 月 1 日にA株式会社（申立期間当時はB株式会社）に入社し、同社の寮に住み込んで1年間勤務したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同じ高校の1年先輩や同期の同僚とともに菓子の製造や販売に従事していたことは確かなので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び当時の事務員の供述から、期間を特定することはできないが申立人がA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、法人登記簿では当該事業所は既に解散しており、清算人に文書照会したが、申立人の勤務実態や当時の厚生年金保険の加入状況についてすべて不明である旨の回答であり、申立期間当時の社会保険事務担当者に対する照会においても申立てに係る事実について確認することはできなかった。

また、申立人と同期の同僚2人は、当該事業所から健康保険証を交付されていなかった旨の供述をしており、その同期の同僚の一人は、「同じ高校出身の先輩には健康保険証が交付されていたが、私には交付されていなかったので厚生年金保険には最初から加入していなかった」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ高校出身の1年先輩で昭和 31 年 3 月から同年 4 月の間に入社したとする同僚4人については、厚生年金保険の資格取得日が同年 10 月 1 日付けとなっている記録が存在するが、32 年に入社したとする申立人及び同期の同僚

3人の氏名の記載はなく、健康保険番号は連続しており欠番は無い。

なお、申立人と同じ高校出身の同期の同僚のうち2人は、1年後の昭和33年に後輩2人が当該事業所に入社したこと及びそのうちの1人の氏名を記憶しており、上記被保険者名簿に該当する氏名の記載があるが、厚生年金保険の資格取得日は35年5月10日となっている。

以上のことから当該事業所においては、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 6 月 30 日まで

A株式会社B支店に勤務していた期間のうち、平成 4 年 10 月から 5 年 6 月までの標準報酬月額が、その前後に比べて著しく下がっているのはおかしいので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支店に勤務していた期間のうち、平成 4 年 10 月から 5 年 6 月までの期間の標準報酬月額が、その前後に比べて約半分の額になっていることに対して疑問があるとして、申し立てている。

社会保険庁（当時）の記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 4 年 10 月の定時決定において 28 万円と決定され、5 年 7 月の随時改定により 53 万円に改定されるまで、28 万円とされている。

そこで、Aグループ本社に照会したところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁（当時）の記録のとおり届出を行った旨の回答があり、申立期間前後に係る申立人の給与明細の提供があった。

上記給与明細から、平成 4 年 10 月の定時決定の基礎となる同年 5 月から同年 7 月までに受けた報酬の平均は、28 万円の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる上、申立期間に給与から控除された厚生年金保険料は、28 万円の標準報酬月額に見合う額であることも確認できる。

また、平成 5 年 4 月に申立人の給与において固定的賃金の変動があったことから、同年 4 月から同年 6 月までに受けた報酬の平均額を基礎に同年 7 月に随

時改定が行なわれており、申立人の標準報酬月額は当時の厚生年金保険の標準報酬月額等級の上限である 53 万円に決定されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑦及び⑧について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで
(株式会社A)
② 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 9 月 26 日まで
(株式会社B)
③ 昭和 44 年 1 月 26 日から 45 年 1 月 1 日まで
(株式会社B)
④ 昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで
(C株式会社)
⑤ 昭和 46 年 8 月 3 日から 47 年 10 月 1 日まで
(有限会社D)
⑥ 昭和 55 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(E企業組合F社)
⑦ 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで
(E企業組合F社・報酬)
⑧ 昭和 56 年 8 月 1 日から平成 6 年 11 月 21 日まで
(G株式会社・報酬)

私は、株式会社Aに昭和 33 年 4 月から 35 年 1 月まで、株式会社Bに 43 年 5 月から 44 年 12 月まで、C株式会社に 45 年 3 月から 46 年 11 月まで、有限会社Dに 46 年 8 月から 47 年 9 月まで、E企業組合F社に 55 年 6 月から 56 年 6 月まで勤務していたが、申立期間①から⑥の期間について厚生年

金保険の加入記録が無いので調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

また、申立期間⑦のE企業組合F社及び申立期間⑧のG株式会社における社会保険庁（当時）の記録する標準報酬月額については、給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合った標準報酬月額になっていないので、調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、株式会社Aに勤務していた元従業員の供述から、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できるが、上記元従業員の回答においても、申立期間における申立人の正確な勤務期間は不明であり、当該事業所の当時の事業主も既に亡くなっており、当時の関連資料の存否も不明であるため、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人が記憶している同僚等のうち一部の者については申立人と同様に株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されていないことから、当時当該事業所においては必ずしも従業員のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号も連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②及び③については、株式会社Bの事業主に照会したところ、「平成15年に保存年限の経過している関係書類を廃棄又は焼却しており関係資料は無いため、申立人の勤務実態は不明であるが、当時は2か月から3か月の試用期間を経て正社員となった後に社会保険関係に加入させていた。」と回答している上、当該事業所に係る申立人の雇用保険加入記録は社会保険庁（当時）の厚生年金保険加入記録と一致している。

また、申立人が記憶している同僚等のうち一部の者については申立人と同様に株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されていないことから、当時当該事業所においては必ずしも従業員のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当時当該事業所に勤務していた複数の元従業員に照会しても、申立期間における申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための供述を得ることができない。

加えて、申立期間③においては、上記被保険者名簿において申立人は昭和44年1月26日付けで資格を喪失している上、健康保険被保険者証が同年2月に

返納されていることが確認できる。

申立期間④については、C株式会社の当時の従業員の供述及び申立期間の一部期間について当該事業所の出勤簿を申立人が所持していることから、申立人が少なくとも申立期間のうち一部期間については当該事業所で勤務していたことは推認できるが、上記元従業員の回答においても、申立期間における申立人の正確な勤務期間は不明であり、当該事業所の当時の事業主の所在も不明であるため、申立人の正確な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号も連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑤については、有限会社Dに係る雇用保険の加入記録は社会保険庁（当時）の厚生年金保険の加入記録と一致しているため、申立期間において申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所の事業主に照会したところ、「申立期間当時の資料が無いため申立人の勤務実態は不明であるが、申立人の勤務形態については、申立人を当時雇用するときに給与から厚生年金保険料を控除されることを拒んでいたため、パート勤務の取扱いにして厚生年金保険には入れなかったと思われる。」と回答していることから、申立期間当時の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人が記憶している同僚等のうち一部の者については申立人と同様に有限会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されていないことから、当時当該事業所においては必ずしも従業員のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号も連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、上記元従業員の回答においても、申立期間における申立人の勤務期間を確認するための関連資料等及び供述を得ることができない。

申立期間⑥については、E企業組合F社が厚生年金保険の新規適用となった日は申立期間より後の昭和55年10月1日である上、申立期間当時自分も勤務していたと供述している他の従業員についても、当該従業員が厚生年金保険に加入した日は同年10月1日となっており、上記従業員は社会保険庁（当時）の記録において申立期間に国民年金第1号被保険者となっていることから、申

立人が申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していたことは考え難い。

申立期間⑦については、E企業組合本部の事業主に照会したところ、「申立期間当時の資料が無いため申立てに係る事実は確認できないが、申立期間当時の賃金台帳は手書きであった。当組合がパソコンを使用して賃金台帳を作成したのは平成2年からである。」と回答している上、当時当該企業組合で給与事務を担当していた元従業員に照会したところ、「給料支払明細書は私の筆跡と相違しており、賃金台帳の様式は当時のものと違う。」と回答していることから、当該事業所が申立人の給与からその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していた事実を確認できない。

また、申立期間⑦について、当時の従業員が所持している給料支払明細書をみると、社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と当該従業員の給与から控除されている厚生年金保険料額とは一致しており、同従業員から聞き取り聴取した内容からも、当該事業所の事務処理が適正に行なわれていたことがうかがえる。

申立期間⑧に係るG株式会社については、当時の従業員が所持している給料支払明細書をみると、当該従業員の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は社会保険庁（当時）の加入記録における標準報酬月額に見合う額より多い額となっており、申立人についても、社会保険庁に届出された標準報酬月額よりも高い保険料で控除されていた可能性はある。

しかし、申立人が所持している年間の給与月額等が記載されている給料明細書をみると、申立期間のうち昭和56年8月から57年12月までの期間の上記給料明細書を2通り所持している上、控除されている厚生年金保険料額は、当時の標準報酬月額の上限（41万円）に基づいて計算された保険料額を超過していることなどから、当該期間において申立人の主張をそのまま認めることはできない。

また、仮に申立期間⑧のうち平成元年1月から3年3月まで及び5年1月から6年10月までの期間において、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたとしても、申立人は設立当初から当該事業所の代表取締役であることが法人登記簿謄本から確認できる上、事実上の経営者であり当該事業所の運営に欠くことができない存在であったことから、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

一方、申立期間⑧のうち、平成3年4月から4年12月までの期間に控除さ

れている厚生年金保険料は、社会保険庁（当時）の標準報酬月額に見合った額と一致していることから、記録の訂正は行わない。

このほか、申立人の申立期間①から⑧における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑦及び⑧に係る厚生年金保険の被保険者記録については、訂正の必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 27 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 3 月 21 日から 41 年 3 月 31 日まで株式会社Aに勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、41 年 3 月の 1 か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、同年 3 月 31 日まで勤務した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る雇用保険の加入記録における離職日は昭和 41 年 3 月 25 日であり、これについては、厚生年金保険の資格喪失日とほぼ同時期である上、当時当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態を確認するための供述を得ることはできないことから、申立てに係る事実は確認できない。

また、株式会社A及び当該事業所の社会保険手続を担当していた社会保険労務士に照会しても、申立期間当時の関連資料等の存否は不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について事実を確認することができない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 41 年 3 月 29 日に健康保険証を返却した旨の記載があることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月 1 日から平成 2 年 2 月 18 日まで
② 平成 2 年 2 月 18 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 1 月から有限会社Aに勤務していたが、申立期間①において標準報酬月額が給与の総支給額よりかなり少なくなっているのを確認して訂正してほしい。また、申立期間②について、平成 2 年 2 月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している給与支払明細書(申立期間のうち平成元年 1 月分を除く)により、社会保険庁(当時)に記録されている標準報酬月額より高額な給与が事業主により申立人に支給されていたことが認められる。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった給与支払明細書の厚生年金保険料控除

額を基に計算した標準報酬月額と、社会保険庁（当時）の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できるため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、有限会社Aは、既に解散しており、当時の事業主に照会しても、厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等は平成16年10月に発生した台風23号による洪水のため全て流失したと回答しているため、申立人が給与支払明細書を所持していない元年1月分について、申立てに係る事実を確認することはできない。

申立期間②について、申立人が所持する給与支払明細書により平成2年2月分の給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は平成2年2月17日に退職したと供述しており、同年2月分の給与支払明細書の労働日数欄には、自1月26日至2月17日と記載されている上、雇用保険の加入記録も離職日が同年2月17日と記載されていることから、申立人は同年2月17日に退職し、申立期間には当該事業所に勤務していなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成2年2月18日であり、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間①について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
② 昭和 54 年 11 月 21 日から同年 12 月 31 日まで

株式会社A及び株式会社Aの関連会社である株式会社Bに継続して勤務していたが、申立期間①については株式会社Aの加入記録が途切れており、申立期間②については株式会社Bの記録が全く無い。申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無いことに納得いかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は株式会社A又は株式会社B、どちらかにおいて厚生年金保険の被保険者であったと供述している。

株式会社Aについては、昭和 48 年 5 月に関連会社である株式会社Bが設立された後、申立人は株式会社Bに異動し、株式会社Aにおける勤務実態はなかったと供述している上、申立人と同時に株式会社Aから株式会社Bに異動し、申立人の助手をしていた唯一の同僚も、株式会社Bへの異動後は2人とも株式会社Aで勤務したことはないと供述している。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人が株式会社Aを離職した日は、申立期間①よりも前の昭和 48 年 6 月 20 日であることから、申立期間①において申立人が株式会社Aに勤務していた事実は確認できない。

株式会社Bについては、商業登記簿謄本の記載内容及び同社設立時から勤務していた同僚の供述から、申立人が当該事業所に役員として勤務していたことは確認できるが、申立人及び同僚が供述する従業員数、業種から、当時当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となる条件を満たしていなかったことがう

かがわれる。

また、申立人は申立期間①において、医療機関を利用し健康保険証を使用したと供述しているが、申立人が供述する健康保険証の記号番号は申立期間①よりも後に申立人の厚生年金保険加入記録があるC株式会社のものである上、申立人が供述する複数の医療機関に照会しても当時のカルテ等は残っていないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

申立期間②について、株式会社Bが株式会社Dに名称変更した後、厚生年金保険の事業所として新規適用された日は平成11年5月1日であるため、申立期間②について、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

また、申立人は、申立期間①及び②当時、株式会社Aの総務担当者が関連会社全般の事務を行っていたと供述しているが、同社は平成13年9月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び経理担当者も既に亡くなっている上、当時の関連資料の存否も不明であるため、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

このほか、申立期間①及び②について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 3 月に大学を卒業した後、同年 4 月から有限会社Aで勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、私の厚生年金保険の被保険者資格取得日は 59 年 4 月 1 日とされている。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、申立人が申立期間において、有限会社Aで勤務していたことは推認できるが、申立人が所持している年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和 59 年 4 月 1 日と記載されており、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において記載されている被保険者資格取得日と一致している上、申立人の被保険者手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日が同年同月ごろであることから、申立人の厚生年金保険の加入手続は 59 年 4 月ごろに行われたものと推認できる。

また、有限会社Aに照会したところ、申立人の父親である事業主は、申立てどおりの手続を行ったと回答しているが、同社は、申立期間当時の賃金台帳等関連資料については保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人が記憶する元同僚にも照会したが、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から平成 10 年 8 月 26 日まで
A工場及び株式会社Bに勤務していた期間について、社会保険庁（当時）が記録している標準報酬月額は、私が受け取っていた実際の給与額と比べて低くなっている。給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 8 年 1 月から 10 年 7 月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額と、社会保険庁（当時）の記録する標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 9 月から平成 7 年 12 月までの期間については、申立人は給与支払明細書を保管しておらず、厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、株式会社Bに照会したところ、申立人の報酬月額を 15 万円として届け出たと回答しており、申立人に係る賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立てに係る事実について、確認することはできない。

加えて、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の元同僚について、社会保険庁（当時）の記録する標準報酬月額は、申立人とほぼ同じ額であり、元同僚が所持していた給与支払明細書から、社会保険事務所（当時）の記録する標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日まで

昭和 43 年 2 月 20 日にA鉄道B局に入社し、月 20 日以内で日勤の勤務をしていた。43 年 4 月 1 日から準社員として勤務し、同年 10 月 1 日から正社員に採用された。社会保険庁（当時）の年金記録では、同年 5 月 1 日の採用となっているのは、いかがなものか。同僚は同年 4 月 1 日の採用とされているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

独立行政法人CのD部から提出された「個人履歴書」及び元同僚の供述から、申立人が申立期間にA鉄道B局に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、昭和 43 年 2 月 20 日に採用され、同年 4 月 1 日から準社員として勤務していると主張しているが、「個人履歴書」には、申立人は同年 3 月 11 日に臨時雇用員として採用された旨の記載があり、元同僚も、申立人は同年 10 月に臨時雇用員で同じ職場に配属されてきた旨を供述していることから、申立期間当時、申立人は準社員ではなく臨時雇用員であったことが確認できる。

また、E株式会社に照会したところ、臨時雇用員の厚生年金保険の加入手続の時期については、各事業所・職場の事務担当者の裁量に委ねられていた旨回答しており、申立人と同時期に入社した 8 人についてみると、入社と同時に加入している事業所もあれば、2 か月を経過して加入させている事業所もあり、事業所によって異なった取扱いがみられ、申立人と同時期に採用され同じ機関区に配属された同僚の厚生年金保険加入記録についても、申立人と同様に昭和

43年5月1日に資格取得している。

さらに、独立行政法人CのD部は、臨時雇用員等社会保険事務処理規程（昭和38年9月7日付け、*第435号）に基づき、厚生年金保険に加入し当該保険料を納付していたものと思慮されるとしているが、当時の納付記録等に関する資料については既に破棄されており、現在では内容を確認できないと回答していることから、申立期間における厚生年金保険の適用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 9 月 20 日まで

私は、昭和 30 年に高校を卒業し、株式会社AのB店（現在は、株式会社C）に就職したが、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険に加入した日は32年9月20日とされている。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB店が保管している労働者名簿及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Cに照会したところ、申立人に係る当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、株式会社AのB店及び株式会社AのD店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同期入社であったとしている元同僚も申立人と同じ昭和 32 年 9 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、当該事業所においては、30 年及び 31 年に厚生年金保険に新規加入した者はおらず、32 年 9 月 20 日付けで 26 人が一斉に被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、複数の元同僚に照会したが、申立人の申立てについて確認できる資料及び供述は得られなかった。

このほか、申立期間において、厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 41 年 12 月 31 日まで
高校を出て、しばらくしたところにA社に勤めました。どこにあったかは覚えていないが、のれんや緑の風呂敷を染めていた。染め物の色合わせの薬剤の調整で、気分が悪くなり倒れたので辞めました。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年から 41 年ころに「A社」という名称の事業所に勤務していたと主張しているが、勤務期間、事業所所在地、職務に関する記憶が明確でないため、事業所を特定することができないことから、社会保険庁（当時）の記録から「A社」が含まれる 4 適用事業所と、昭和 39 年、41 年当時の職業別電話番号帳の「染色・捺染」に登録されていた「B」姓の個人事業主 3 人に照会をしたところ、有限会社Cの事業主から、申立人を 1 年未満の短い期間雇用していたと回答があったことから、期間の特定はできないものの、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

また、当該事業所は申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であるが、事業主は、厚生年金保険の資格取得について、申立人の勤務は、正社員ではなく、パートやアルバイトのような勤務形態であったため、厚生年金保険の資格取得をさせていなかった旨供述している。

さらに、元同僚に照会をしても、申立人の勤務実態を確認できる供述は得られない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。